

4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物の指定の方針

法第8条第2項第4号の規定により、景観形成上重要な役割を果たしている建築物または工作物を指定します。

2 景観重要樹木の指定の方針

法第8条第2項第4号の規定により、景観形成上重要な役割を果たしている樹木を指定します。

なお、高垣や樹林地については、都市緑地法や市独自の施策により保全します。

5. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項

1 行為に係る届出

次の届出対象行為をしようとする者は、千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)で定める手続きを行おうとする日の30日前までに届出を行うものとする。

2 行為の制限に関する事項

法第8条第2項第5号イの規定により、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を次のとおり定める。

☆市域全域（特定地区及び推進地区を除く）

届出対象行為	千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)で定める許可を必要とするもので、高さが4メートル以上のもの又は表示面積10平方メートルを超えるもの
広告物の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・手賀沼や古利根沼、利根川の水辺、斜面林をはじめとする樹林地や屋敷林、田園の緑への眺望を遮らない位置にすること。 ・道路きわからできる限り後退し、周辺の景観と調和させること。 <p>建築物の屋上や壁面の広告物は、建築物本体と調和する位置に設置又は付帯させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野立て広告は、できる限り控えること。